

# 第2章 ユニバーサルデザインまちづくりの基本方針 (移動等円滑化促進方針)

本章は、UD推進条例において策定が義務付けられている『UD推進計画』のうち、(1) ユニバーサルデザインまちづくりに関する目標、(2) ユニバーサルデザインに関する施策の方向を示すものであり、また、バリアフリー法第24条の2(移動等円滑化促進方針)を兼ねています。

移動等円滑化促進方針とは、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を、「移動等円滑化促進地区」に指定し、当該地区の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものです。

## 2-1 目指すまちの姿

**だれもが自らの意思で自由に行動し、  
人生を楽しみながら希望を持って暮らせるまち日野**

UD推進計画の具体化を通じて、「市民だれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加することを通じて、人生を楽しみながら希望を持って暮らせるまち」を目指します。

ここでいう「だれも」とは、能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々のことで、障害者、高齢者に限らず、ベビーカーを使う子育て中の親、内部障害※のある人、妊婦や怪我をしている人などのことで、「すべての人」を指します。

※：体の内部に障害があること。心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(エイズ)、肝臓機能障害の7種類を指します。

### ◇困難や不自由の内容と状況

困難や不自由の内容	困難や不自由な状況
移動が困難 疲れやすい	段差や階段の上り下り、急なスロープや長いスロープなどの移動が困難 【例】車いす使用者、杖使用者、高齢者、ベビーカー使用者、妊産婦、荷物を持った人、内部に障害のある人、怪我をしている人など
スペースが必要	駐車場やトイレの広さ、通路・改札口の幅、テーブルの周り、駐車場などで十分なスペースが必要 【例】車いす使用者、ベビーカー使用者、子連れ親子、妊産婦、大きな荷物を持った人、酸素ボンベを持っている人、介助が必要な人など
手で操作が困難	小さなボタン・スイッチ、持ちにくいドアの取っ手や小さなカギなどは操作が困難。重いドアは力が必要で操作が難しい。 【例】力の弱い人(高齢者や子供)、手に障害のある人など
情報入手が困難	案内サインなどが読めないため、音で情報を得る。放送や話し声が聞こえないため、文字や視覚で情報を得る。会話で意思を伝えるににくい。日本語表記を読取りにくいなど。 【例】視覚や聴覚、言語に障害のある人、外国人など
コミュニケーションに配慮が必要	判断や理解が困難。対人関係が苦手。日本語表記を読取りにくいなど。 【例】コミュニケーションが困難な人、認知症の人など

序章

はじめに

第1章 ユニバーサルデザインまちづくりの取巻く現状と課題

第2章 ユニバーサルデザインまちづくりの基本方針(移動等円滑化方針)

第3章 第三次日野市バリアフリー基本構想

第4章 UD推進計画の推進と展開

参考資料

## 2-2 目指すまちの姿を実現するための3つの基本目標

前項の目指すまちの姿を実現するために、以下の3つの基本目標を設定し、事業者や市民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めていきます。

### 基本目標1 安心して上を向いて歩けるまち

#### ～移動に係るユニバーサルデザイン化の更なる推進～

様々な特徴を持つすべての人が、災害時も含めて安全で安心して上を向いても快適に移動できるよう、駅や市役所を中心とした地区における面的・一体的な整備を推進し、その他の地区においても、道路等移動に係るユニバーサルデザイン化の更なる推進を図ります。また、川沿い等において「歩きたくなるまちづくり」を実施してきており、こうした施策と連携して移動に係る連続したユニバーサルデザイン化を進めます。

#### 【UDまちづくりと関連するSDGs】



3.8 すべての人に質の高い保健サービス及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する



10.2 2030年までに年齢、性別、障害等に関係なく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する  
10.3 差別的な法律や慣行等の撤廃、適切な関連法規等の促進を通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する



17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

### 基本目標2 人・地域・つながりを育むまち

#### ～施設の利用に係るユニバーサルデザイン化の更なる推進～

すべての人が安全で安心して暮らし、行きたいところにストレスなく行くことができるよう、建築物や駅舎等のユニバーサルデザイン化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って、より快適に利用できる施設や環境等のユニバーサルデザイン化の更なる推進を図ります。

#### 【UDまちづくりと関連するSDGs】



9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発



11.2 2030年までに交通の安全性改善により、すべての人に安全・安価・容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する  
11.3 2030年までに持続可能な都市化を促進し、人間居住計画・管理の能力を強化する  
11.7 2030年までにすべての人々に安全かつ利用が容易な緑地や公共空間への普遍的アクセスを提供する



### 基本目標3 ハード(空間)・ソフト(仕組み・制度)・ハート(教育、普及・啓発)が連携するまち

#### ～UD推進条例等と情報および心のバリアフリーの更なる推進～

上記の目標及びUD推進条例等と連携し、市民・行政・交通事業者など各主体が協力し、さまざまな特性の理解促進や適正利用の啓発を行います。さらに、誰もが必要な情報をまとめて容易に入手できるよう情報提供を推進していきます。

また、誰もが円滑に移動し、様々な活動に参加できる環境を進めるため、必要な行動を促す「心のバリアフリー」を推進していきます。また、それらをスパイラルアップにより発展を図ります。

#### 【UDまちづくりと関連するSDGs】



4.7 2030年までに、持続可能な開発のために必要な知識と技能を習得できるようにする  
4.a 子ども、障害者等配慮した安全で効果的な学習環境を提供できるようにする



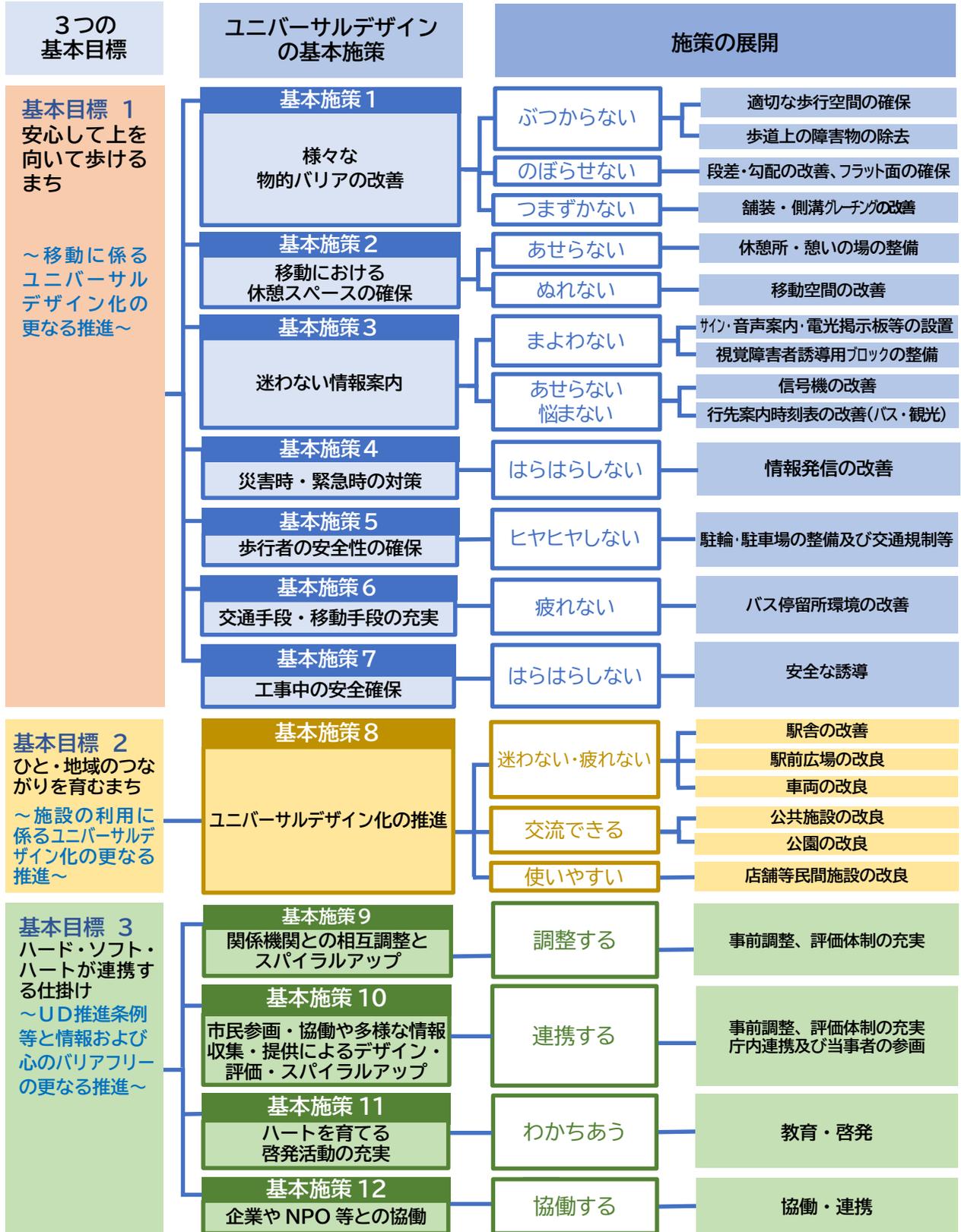
5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する



16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的で公正な意思決定を確保する  
16.b 持続可能な開発のための公正な法規及び政策を推進し実施する

## 2-3 ユニバーサルデザインまちづくりを推進する12の基本施策

前項で設定した3つの基本目標に対応させて、ユニバーサルデザインまちづくりを推進する12の基本施策を設定します。なお、施策の展開に付随する個別の施策や事業は巻末資料によります。



序章  
はじめに  
第1章  
ユニバーサルデザインまちづくりを  
取巻く現状と課題  
第2章  
ユニバーサルデザインまちづくりの  
基本方針(移動等円滑化方針)  
第3章  
第三次日野市  
バリアフリー基本構想  
第4章  
UD推進計画の推進と展開  
について  
参考資料